

島田市給水装置設置工事指針

(令和7年7月改定)

令和7年7月1日申込分から本指針を適する。

島田市水道課

目 次

第1章 基本事項.....	3
1-1 目的	3
1-2 給水装置工事申請の区分	5
1-3 給水装置工事申請事務の全体の流れ.....	5
1-4 分岐工事原則図	6
第2章 給水装置の計画.....	7
2-1 事前調査	7
2-2 量水器の種別、口径	8
2-3 分岐の条件.....	9
2-4 管種・施工方法の条件	9
2-5 分岐位置の条件	10
2-6 改造工事における指示項目	11
2-7 給水装置工事の施工	12
第3章 給水装置の工事申込～量水器払出	14
3-1 給水装置工事の申込	14
3-2 給水装置工事申込書記載の注意点	15
3-3 占用許可、使用許可の手続	16
3-4 給水装置工事の許可	17
3-5 分岐工事	18
3-6 量水器の受け渡し.....	19
第4章 検査.....	19
4-1 指定工事店が行う検査	19
4-2 完成検査項目	19
4-3 完成検査報告	21
4-4 市の審査、検査基準	22
4-5 検査結果について	23
第5章 維持管理.....	24
5-1 水道利用者の責務.....	24
5-2 量水器と止水栓周辺の保全	24
5-3 水の安全衛生対策のお願い	25
5-4 給水装置の修繕	26
5-5 給水装置の使用中止及び撤去.....	27
5-6 【重要】家屋の改造、解体や外構工事に関する注意事項.....	27
5-7 給水装置の事故、故障とその要因	28
5-8 水道水において、色、濁り	29
第6章 受水槽の届出と維持管理	29
見本1 給水装置工事申込書	31

見本 2	材料表	33
見本 3	給水装置工事検査用チェックリスト	34
見本 4	給水分岐施工報告書	35
見本 5	分岐立ち会い工事検査用チェックリスト	36

第1章 基本事項

1-1 目的

この基準は、水道法（以下「法」という。）及び島田市水道事業給水条例（以下「条例」という。）に基づいて施行する給水装置設置工事の設計、施工方法、維持管理について必要な事項を定めることで、利用者に低廉で良質な水道水を安定的に供給することを目的とする。

(1) 給水装置の定義

給水装置とは、利用者に水を供給するため、配水管から分岐して設けられる給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（法第3条第9項）

給水装置は、量水器を除き申込者の財産であるので、修繕、維持管理などは申込者が実施するものである。

道路舗装、宅内造成工事は給水装置には該当しない。

(2) 概要

給水装置は、配水管に接続しているため、不適切な施工があった場合の影響は、当該装置の申込者だけでなく同じ配水管を利用している他の方に及ぶ。このため、給水装置は、水道法により施工方法、材料など厳しく規制されており、工事を行う者についても国の資格取得者でかつ各水道事業者が指定した者とされている。

本指針では、法に基づく衛生面を保持しながら、耐震性を向上させ、災害復旧に際し補修を速やかに行うため、島田市の統一基準を設けている。

なお、本指針に具体的な指示がない場合は、水道施設設計指針（日本水道協会出版）を参照し、適用するものとする。

(3) 指定給水装置工事事業者制度

島田市水道課の給水区域内において、給水装置の設置、改造等を行うには、島田市水道課の指定給水装置工事事業者（以下「指定工事店」という）としての指定を受ける必要があります。令和元年10月の法改正により指定工事店の更新制度が始まりましたので、資格の更新忘れがないよ

う注意してください。

また、島田市の場合は、行政区域と島田市水道課の給水区域が同一ではありません。旧金谷地区の殆どは、大井上水道企業団が給水しています。当該地区での工事は、当該企業団の指定が必要となるため、施工する場所の資格を有しているか御確認の上、施工をお願いします。

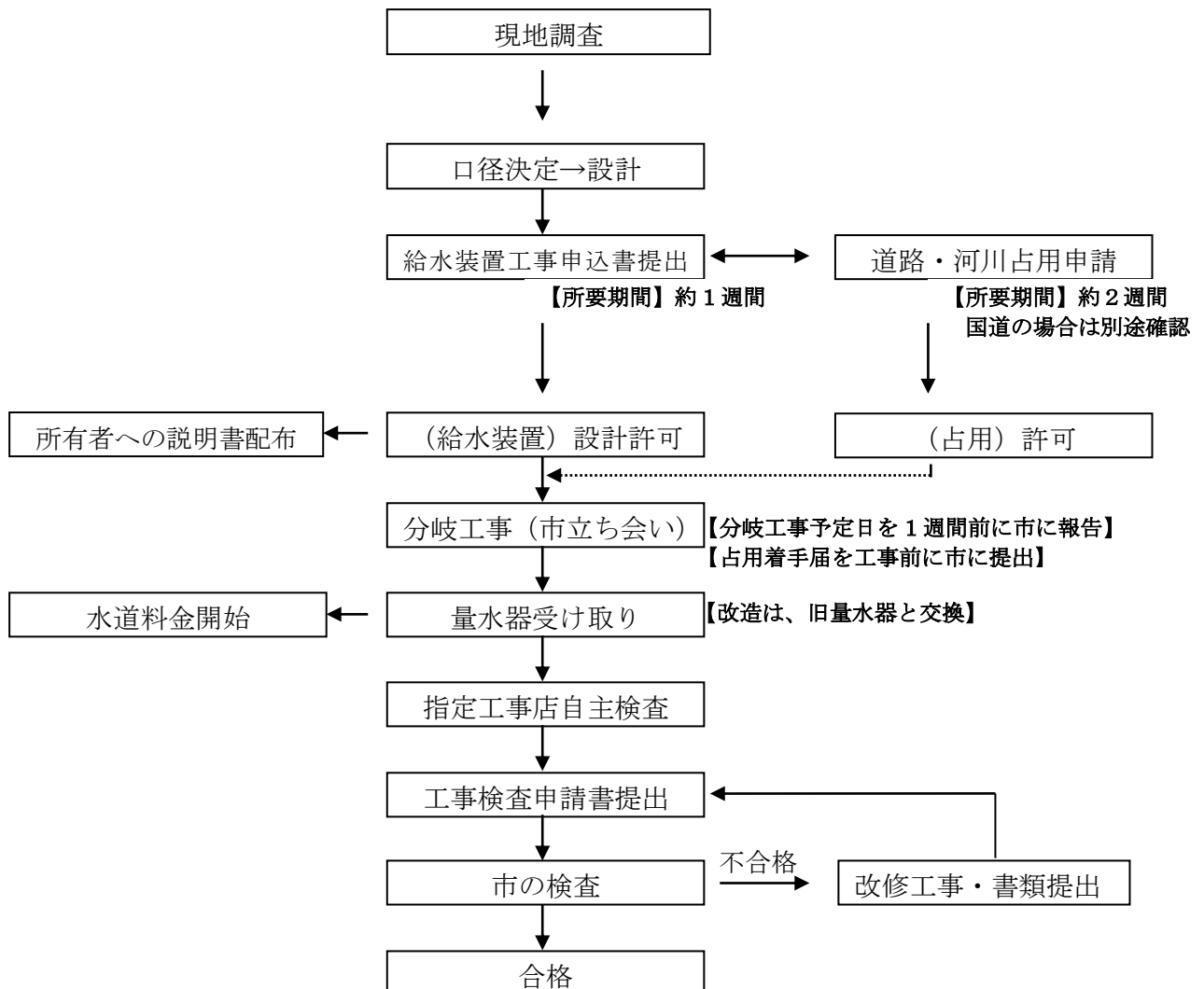
(4) 指定工事店及び給水装置工事主任技術者の責務

指定工事店は、法及び条例並びに本指針を守り給水装置を施工する義務があります。給水装置の大部分は、地中や壁内など完成後に確認できない箇所となります。給水装置工事主任技術者（以下、「主任技術者」という）は、施工中も段階的に必要な確認を行い、写真を残すなど、申込者が安全に長く当該給水装置を使用でき、逆流や分岐箇所の破損などで他の利用者に影響が生じることがないように、責任をもって施工するようお願いします。また、配水管を利用する全ての利用者の安全確保のため、無届工事、当市基準に違反する工事は、工事中止命令を発します。また、そのような違反行為があった場合には、指定の取消、停止などの処分対象となりますので、違反がないようお願いいたします。

1-2 給水装置工事申請の区分

新設	新たに給水装置を設ける工事（止水栓止めの箇所に量水器を付ける場合を含む）
改造	既設の給水管の口径、管種並びに給水管の配管を変更する工事（宅内配管の変更も含む）
修繕	給水装置の原形を変えない部分的な修理工事 ※水栓を交換するなどの軽微な変更は申請不要です。
撤去	給水装置を撤去し、配水管又は他の給水装置との分岐部を分水閉鎖する工事
臨時給水	利用期間が6ヶ月以内であること、利用終了後の分水閉鎖及び、現況復帰が条件となります。申請には、臨時となる理由書の添付が必要です。なお、6ヶ月を超過した場合は、加入分担金をお支払いいただきます。

1-3 給水装置工事申請事務の全体の流れ



1-4 分岐工事原則図

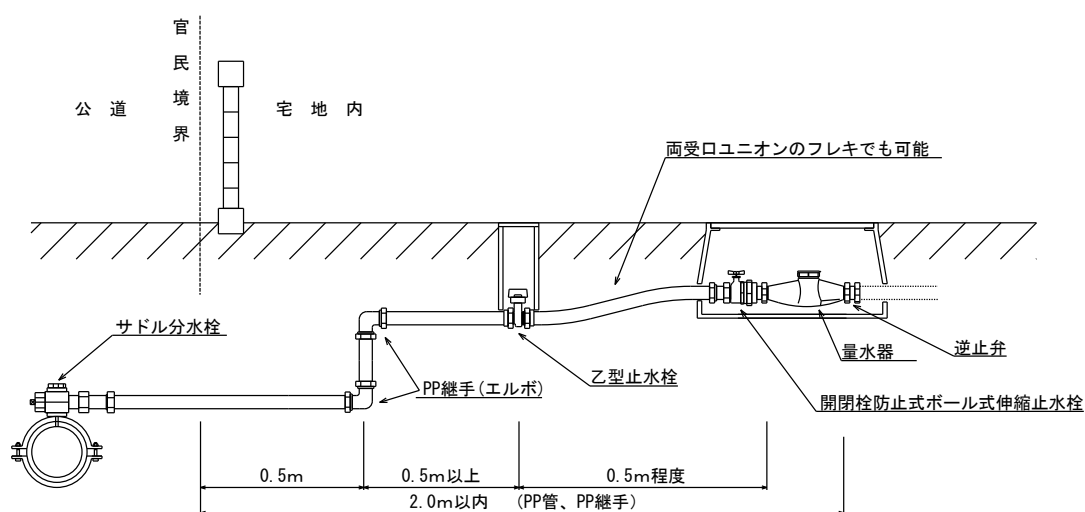
(1) 共通事項

継手は、全てワンタッチ式とし、PE 管*（ポリエチレン第 1 種二層管）には、樹脂製インコアを使用し、耐震性を確保してください。パッキンは、量水器前後を除き、金属入のパッキンとします。なお、量水器を 2 m 以内に設置する場合は、乙止水栓の省略を可能とします。フレキ管及び PE 管とも曲げ配管は認めません。エルボ継手を使用して設計してください。

*管種は、高密度ポリエチレン管も可能

(2) 量水器口径 13mm から 25mm の場合：乙型止水栓

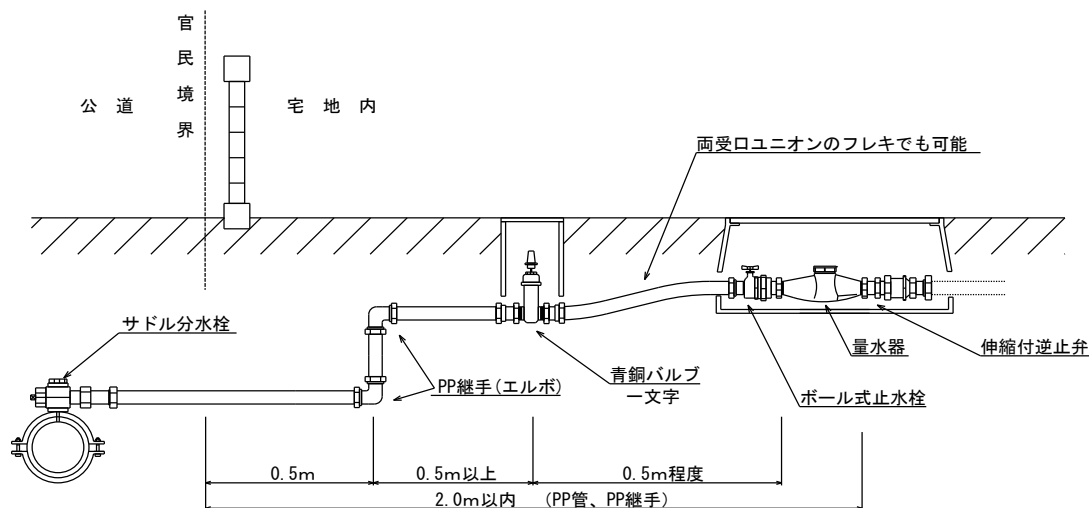
分水栓から乙止水栓までは PE 管、乙止水栓から量水器までは、SUS 製フレキ管または PE 管（50 cm 以上）、開閉栓防止式ボール式伸縮止水栓、量水器、逆止弁とします。



(3) 量水器口径 30mm から 50mm の場合：青銅バルブ（一文字）

分水栓から乙止水栓までは PE 管、乙水栓から量水器までは SUS 製フレキ管または PE 管（50 cm 以上で、エルボは使用不可）、ボール式止水栓、量水器、伸縮付逆止弁とします。

ただし量水器口径が 50mm 以上の場合は、丙止水栓までを 2m 以内とします。

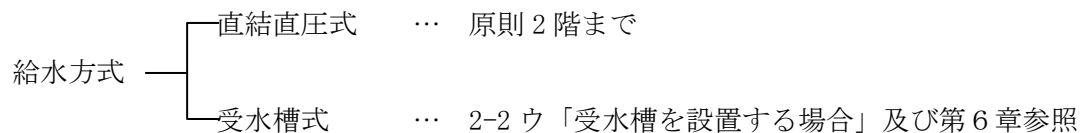


第2章 給水装置の計画

主任技術者は、給水装置の施工を依頼されたときは、使用目的、水量の見込みの把握、現地状況、分岐可能な配水管及びその最小動水圧等、必要な調査を十分に行い、給水方式及び給水口径を決定し、設計を行ってください。

建物の階層が多い場合又は一時に多量の水を使用する場合、8時間以上連続して水を利用するような業種、災害時の拠点となるべき医療機関は、受水槽の設置を原則とします。（第6章参照）

三階直結直圧式給水は、条件により可能となります。事前協議をお願いします。（資料集 1-4）



2-1 事前調査

(1) 標準的な調査項目

調査項目	調査内容	調査（確認）場所			
		申込者	水道事業者	現地	その他
1 工事場所	町名、丁目、番地等住居表示番号 (不明な場合は、地番)	○		○	
2 使用水量	使用目的、使用人数、延床面積、取り付け水栓数等	○		○	
3 既設給水装置の有無	所有者、布設年月、口径、管種、布設位置、現在の利用状況	○	○	○	所有者
4 屋外配管	量水器、止水栓、仕切弁、布設ルート	○	○	○	
5 屋内配管	水栓位置、給水用具	○		○	
6 配水管の布設状況	口径、管種、布設位置、埋設深、水圧	○	○	○	所有者
7 道路の状況	種別（公道、私道）、幅員、舗装、交通量	○		○	道路管理者
8 各種埋設物の確認	ガス、電話、電気、下水道管等	○		○	各管理者
9 工事に関する同意承諾の取得確認	土地家屋の借用、分岐の承諾、道路・河川占用許可、道路使用許可など	○			関係者

(2) 管網図の確認方法

- (ア) 管網図は、島田市水道課にて閲覧可能です。(平日 9:00~17:00)
- (イ) 閲覧にあたり、閲覧簿に目的、お名前等を記載していただきます。
- (ウ) 給水装置工事申込書の複写は、ご本人又は指定工事店のみが可能です。その他の方は、委任状が必要です。委任状の確認時に、運転免許・社員証等により委任された方の身分確認を行います。
- (エ) 管網図は、本市に報告をいただいた給水装置工事申込書の情報を集めたものです。実際の埋設と位置、深さ等が違う場合があります。位置は管網図のみに頼ることなく、現地の消火栓、仕切弁等と位置を照合するようお願いします。
- (オ) 令和2年統合の旧簡易水道地区は、統合以前の給水装置工事申込書がないため、管の正確な位置が分かりかねる状況です。現地と図が一致していない可能性が高いことを考慮して施工準備をしてください。

2-2 量水器の種別、口径

(1) 必要水量に応じた口径及び給水方式の決定（資料集 1-3）

ア 量水器口径

量水器の口径は、13mm、20mm、25mm、30mm、40mm、50mm、75mm、100mm、150mm とする。

30mm 以上の量水器は、在庫が少ないため、申請前に在庫確認を行うこと。なお、75mm 以上は、施工についての事前協議が必要です。

イ 遠隔指示装置の事前協議

量水器の遠隔指示装置は、設置及び将来の検定満期交換に伴う費用の全てを申込者負担とする場合に限り、設置を認めています。設計段階で水道課と事前協議をお願いします。また、使用水量を正確に伝送するものであるため、認証品を使用し、検針や開閉栓などの維持管理が容易に行える場所に設置してください。

ウ 受水槽を設置する場合

- (ア) 量水器は、受水槽一次側の設置となります。
- (イ) 集合住宅等、各戸検針・請求のために加入分担金の支払いを行い、受水槽の二次側に量水器を設置する場合は、受水槽本体の漏水、オーバーフローの確認のため、受水槽一次側に管理用量水器を設置してください。管理用量水器は、市が貸与し、定期交換は市の負担で実施しますが、量水器を設置するための配管等の施工費は、申込者の負担となります。なお、管理用の量水器に係る加入分担金は不要ですが、申込みにあたり別紙確認書（資料集 2-4）の提出が必要です。
- (ウ) オートロック等、量水器設置場所への出入りの制限がある設備の場合は、検針、開閉作業、量水器交換に個別対応が必要となるため、各部屋に量水器を設置して料金請求する（上記（イ））による対応は行うことができません。この場合、量水器は受水槽一次側に設置し、当該量水器で料金をお支払いいただく方法（上記（ア））により申請をお願いします。

2-3 分岐の条件

(1) 分岐する給水管口径の条件

ア 分岐元の最大口径は、300mm 以下とし、分岐する給水管は、分岐元の配水管口径よりも 2 サイズダウン以下とします。75mm 以上を分岐する場合は、事前協議を行ってください。

分岐する給水管	分岐元となる管の口径
20mm	30mm～300mm
25mm	40mm～300mm
30mm	50mm～300mm
40mm	75mm～300mm
50mm	100mm～300mm

イ 分岐する給水管の口径は、管内の停滞による水質の悪化を防止するため、給水装置の使用水量に応じた口径を選定してください。

ウ 給水管の延長に対して全体の利用水量が少なく、管内の滞留時間が多いと想定される場合は、通常より埋設深を深くする等の検討を行ってください。近年夏場の気温が上昇し、地中管であっても管内の温度が上がるという事例が報告されています。また、申込者には、計画時に当該懸念について事前に説明し、理解を得てください。

エ 分岐する給水管の最小口径は 20mm とします。(量水器手前まで)

2-4 管種・施工方法の条件

災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速に行うため、配水管から量水器までの給水管及び給水用具についての構造及び管材を統一します。

現場環境が特殊な場合等、下記と異なる構造及び材質の給水装置を用いなければならない場合は、事前協議をお願いします。

給水管 口径	口径 25mm まで	口径 30mm～50mm	口径 75mm 以上（事前協議必須）
管種 ・継手	P E 管及びワンタッチ継手 高密度ポリエチレン管及び継手		水道用ダグタイル铸铁管及び耐震用継手 水道配水用ポリエチレン管及び融着継手
仕切弁	ボール式止水栓 (左閉)	青銅製仕切弁 (一文字左閉)	フランジレスソフトシール仕切弁 (左閉)
分岐材料	サドル付分水栓 *小口径で分水栓がない場合は、チー ーズなどの給水用具		・ 不断水割 T 字管 VK 型を使用すること ・ 仕切弁との継手には 3 D k N 以上の性能 を有する離脱防止金具を設置すること

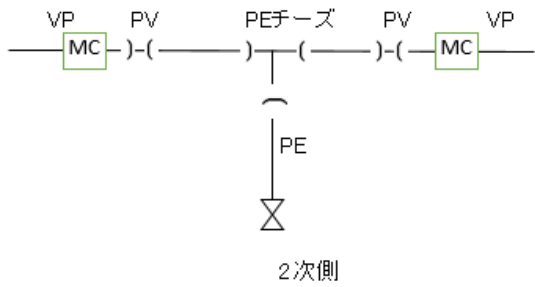
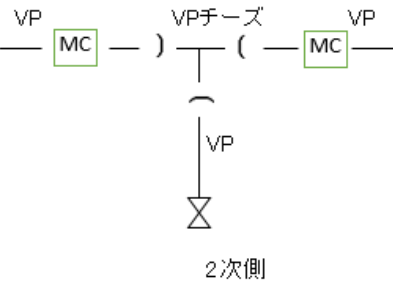
【注意 1】 1-4 分岐工事原則図により施工すること。PE 管は継手部分を強化するため、樹脂製イン
コアを挿入すること。

【注意 2】 水路横断箇所は、別途協議を行うこと。

【注意 3】 口径 75mm 以上は、必ず事前協議を行い、指示された分岐および配管方法で施工すること。

【注意 4】 改造工事など、V P 管の接続や分岐がある場合であっても、PE 継手材を使用し、接着剤
を使った施工をしないこと。

【注意4 事例：VP 管からの分岐施工】

○ 良い例 	○ P E 継手材により、接着剤の使用 はない
× 悪い例 	× V P 継手材のため、接着剤を使用 している

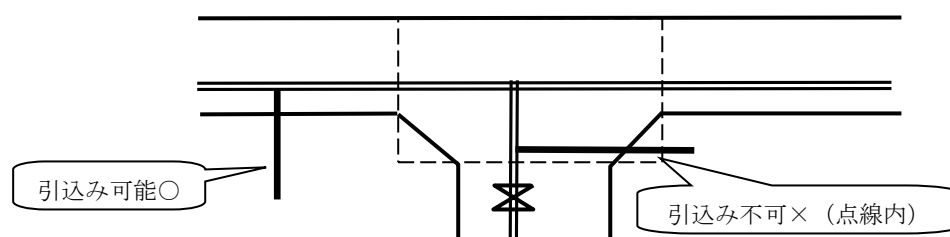
【注意5】口径 50 mm の場合、水道配水用ポリエチレン管、融着継手及びフランジレスソフトシール仕切弁の使用を可とする。

2-5 分岐位置の条件

分岐工事（穿孔及び水圧試験）は、原則、市の立ち会いのもとで実施してください。（3-5 参照）

（1）分岐位置

- ア 分岐位置は、他の給水装置の取り付け位置、継手等から 30 c m 以上離してください。
- イ 異形管及び継手からの分岐はしないでください。
- ウ 原則、交差点内での引き込みは出来ません。



エ 給水管の引込み延長が長い場合（分譲地等）は、道路引込み横断後、すぐに第一止水栓を取り付けてください。敷地境から量水器までの延長が長い場合は、敷地境付近にも止水栓の設置が必要です。

オ 分岐は、分岐元、分岐先の管種口径にあったサドル付分水栓、割 T 字管等の給水用具を用いる方法を標準とします。ただし、現場条件によっては、配水管等を切断し、T 字管、チーズ等の給水用具を用いて分岐しなければならない場合があります。

カ 水路等を横断する場合は、その管理者と十分協議し、占用条件に従った布設を行ってください。
水路等の横断は、下越しとなります。施工は、資料集 1-5 の原則図により実施してください。
キ 配水管等からの給水管分岐にあたっては、送水管、ガスパイプ、工業・農業用水管、地元簡易水道等の別の管と誤接続しないよう事前調査を十分をお願いします。

(2) 給水管布設ルートを選定

給水管を埋設する際は漏水修繕等の維持管理が容易に行える場所を選定してください。また、給水装置に起因するトラブルを避けるため次のとおり給水管を埋設することを推奨します。

ア 公道（又は官地）に埋設すること

近年、私道や私有地に埋設した管路についてのトラブルが多く発生しています。親族以外が所有する土地に管が布設されている場合は、改造申請のような既設管であっても申込者に管路の状況をよく理解していただいた上で、工事を進めてください。市としては、家の建替を機に他の方の土地を通らないように新たに引き込みすることを推奨します。

イ 建物に対し、前面道路から埋設すること

建物の裏側の道路から引き込むことにより、敷地の出入り面に対し奥側に量水器が設置されるケースが多く見受けられます。近年、検針員の敷地内出入りをめぐり、地権者と検針員との間でトラブルが多く発生しています。検針員の敷地内出入りを最小限にするため、前面道路からの引き込みを推奨します。

2-6 改造工事における指示項目

指定工事店としての信頼を確保するため、次の指示に従って漏水の未然防止に努めてください。

(1) 鉛管の撤去

平成 4 年以前に施工された給水装置では、量水器前後に鉛管が残っているケースがあります。この場合は、改造時に必ず取り替えを行ってください。

(2) 逆止弁の設置

古い給水装置の場合、量水器二次側に逆止弁がない場合がありますが、逆流防止措置として必要ですので、必ず設置してください。

(3) 第 1 止水栓の交換

設置から 30 年を経過した第 1 止水栓は、改造時に必ず取り替えを行ってください。これは、平成の初期までに設置した止水栓のパッキンが溶け、漏水となる事例が多く出ているためです。

(4) 40 年経過した給水管の布設替のお願い

新設から 40 年経過した給水装置の改造であって、給水の目的である建物を建て替える場合は、今後、長くご使用いただくことになりますので、再度分岐を行い、引き込み管を新しくしてください。これは、管の耐用年数が 40 年であり、漏水のリスクが非常に高くなっていること、漏水となった場合は同じ配水管から引き込みをしている他の利用者に断水や濁り水等の影響を与えること、更に、災害時には同じ管を利用している方の修繕が完了しないと通水できないため、復旧が遅くなってしまうことからです。新設以降に更新し、更新から 40 年を経過していない管は、そのままご利用可能です。

* 40 年を経過した給水管を再使用される場合は、当該給水管で起きた漏水及び漏水に起因する 2 次災害についてはすべて給水管所有者で対応していただきます。また、市で行う給水管の漏水修繕は原則 3 回までとなっております。該当地の給水管の経過年数及び劣化状況の確認を行い、申込者に対し給水管再使用のリスクを説明したうえで給水計画を立てていただくようお願いします。

(5) 不要となった給水管に関する分水閉鎖のお願い

新たに分岐し直し利用者がいなくなった配管や、給水装置を撤去した場合など古い給水管が不要となる場合があります。管の分岐部分は弱く、漏水のリスクが高い場所になりますので、不要管については、敷地境での閉鎖でなく、分岐部分の分水栓止め（チーズの場合はチーズをなくして通し）を行うようお願いします。

2-7 給水装置工事の施工

丁寧に施工することで管の機能を十分に発揮できます。次の基準を守って施工をお願いします。

(1) 分岐工事実施時の留意点

- ア 配水管を掘り出す場合は、ガス管、工事用などとの誤接続を防ぐため、明示テープ、消火栓、仕切弁等の位置確認、音聴、試掘等により、配水管であることを十分に確認すること。
- イ 土質の悪化、地中の電食等による腐食を防止するため、サドル付分水栓は、防食フィルムを設置すること。
- ウ 分岐は、配水管等の外面を十分清掃して行うこと。サドル付分水栓等の給水用具の取付けは、ボルトの締め付けが片締めにならないように均等に締め付けること。
- エ 穿孔機は、確実に取付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用し、ドレンを取付けして排水しながら穿孔すること。
- オ 穿孔は、内面塗装面等に剥離を与えないように行なうこと。穿孔箇所には、防食防止のため、適切なパーフェクトスリーブ（同等品以上）を装着すること。

(2) 埋設深

埋設深は、管理者の基準に従うこと。管理者の定めがない場合は、次のとおりとする。

- ア 給水管を公道及び私道に埋設する場合の土被りの深さは、60cm 以上。
- イ 給水管を民地内に埋設する場合の土被りの深さは、30cm 以上。

(3) 道路配管

- ア 道路部分の配管は、アルタンシート又はロケーティングワイヤー・埋設シートを取り付ける。埋設シートの設置深さは、管上 30cm とする。
- イ 布設する給水管の位置を明示する必要がある場合は、明示杭等により行うこと。
- ウ 道路部分の埋め戻しは、設計図書及び仕様書に基づき行なうこと。
- エ 埋め戻し及び舗装復旧工事は、静岡県道路占用に伴う路面復旧基準等、管理者が規定する占用工事に伴う復旧基準によること。

(4) 掘削及び埋め戻し（サンドクッション工法）

- ア 掘削溝幅は、50cm を標準とし、溝の中で接合作業を行う場合は、必要な広さをとること。
- イ 溝床は、溝底から固形物を取り除き平らにして保護砂で仕上げること。

- ウ PE 管の下に枕木その他床台等を置かないこと。(砂入りの土のう袋は置いてよい)
- エ 管上、管下それぞれ 10cm 厚で保護砂を施すこと。
- オ 埋め戻しは、1 層 20cm 厚とし、十分突き固めた後、次の層を行うこと。特に最初の突き固めをしっかりと行い、管の周囲は特に空洞ができないよう施工する。
- カ 宅地内の埋め戻しは、良質な発生土または購入土を使用する。

(5) 配管工事留意点

- ア PE 管を引きずったりしてパイプ表面にキズをつけないよう丁寧に扱うこと。
- イ PE 管に熱を加えないこと。
- ウ PE 管による配管は、余長を取って配管すること。
- エ 他の埋設物と並行、交差して布設する場合は、離隔を 30 cm 以上とること。
- オ 材料保管の注意
 - (ア) 保管中に PE 管にキズをつけないよう取り扱うこと。
 - (イ) 管の保管は、平面上に横積みし、コイル巻きとする。積み高さは 1 m 以下とすること。
 - (ウ) 継手類は、屋内に整理して保管すること。

(6) 第 1 止水栓

- ア 配水管等から分岐して最初に設置する止水栓（第 1 止水栓）は、外力による損傷の防止、開閉操作の容易性、敷地部分の量水器上流水道管の損傷防止等を考慮し、敷地部分の道路境界線近くに設置すること。ただし、敷地境から管路延長で 2 m 以内に量水器を設置する場合は、第 1 止水栓を省略できるものとします。
- イ 設置は車両の出入りが少ない場所とすること。劣化が早く、漏水のリスクが高くなります。
- ウ 専用の筐に収納し、その周囲が沈下しないよう十分締め固めを行うこと。筐は、二次側に蓋ヒンジがくるよう、向きに注意して設置すること。
- エ 分譲地等の止水栓止工事は、止水栓にプラグを設け、位置を明示する杭を設置すること。併せて、「維持管理に関する誓約書」（資料集 2-6）を提出すること。

(7) 量水器、量水器筐

ア 設置場所

官民境界線から立ち上がりを除く、管路延長が、2 m 以内かつ、検針、検定満期交換の作業が行いやすい場所に設置すること。(量水器口径が $\phi 50$ 以上の場合は、丙止水栓までを 2m 以内とする。)

- (ア) 雨水が流入しやすい場所、障害物の置かれやすい場所、駐車場は避けること。
- (イ) 集合住宅の配管スペース内に設置する場合は、外気等の影響を受けない場所とすること。
- (ウ) 引き渡し後に、量水器周辺の高さを変える、上にものを置くなどしないよう申込者に注意喚起を行うこと。

イ 施工方法

- (ア) 量水器は、鋳物製蓋または樹脂製蓋の量水器筐とし、その大きさは量水器の口径にあったものとすること。
- (イ) 量水器は水平に取付け、量水器に表示されている流水方向の矢印を確認の上で、両袋ナット（ユニオン）の締め付け等ができるよう筐に納め、土留め板をセットする。
- (ウ) 量水器取外し時の戻り水による汚染防止のため、二次側に逆止弁を設置すること。

(8) その他の留意事項

- ア 床下は避け、掘削を行いやすい場所に配管すること。
- イ 掘削しても構造物に影響を及ぼさない場所であること。
- ウ 火気その他危険物のない場所であること。
- エ 工事中は、車両や歩行者の通行に支障がないよう安全管理を行うこと。
- オ 断水を行う作業は、極力避けること。

第3章 給水装置の工事申込～量水器払出

3-1 給水装置工事の申込

給水装置の新設・改造等の工事は、事前に給水装置工事申込書を提出し、市の設計審査の許可を受けてから、工事に着手してください。

申込は、指定工事店が申込者に代わり行ってください。

手数料、加入分担金は、設計審査の許可時に納付書をお渡ししますので、期限までにお支払いをお願いします。

- ア 提出書類に不備がある場合は、受付できません。
- イ 設計審査の許可は受付後1週間程度です。着工の日程を踏まえて提出してください。
- ウ 追加書類を求められた場合は、速やかに提出してください。
- エ 受水槽式（受水槽以降の量水器で検針を行っていない場合）で、受水槽以降の変更を行う場合は、図面提出のみとします。（給水装置ではないため、審査対象になりません。受水槽以降のみであれば手数料は不要です。）
- オ 給水管の寄付を希望する場合は、給水申込時に協議書の提出が必要です。対象は、公道（位置指定道路は含みません。）に布設された口径 50 ミリ以上の給水管になります。その他の条件がありますので、希望される場合は、事前に御確認ください。

(1) 手数料（島田市水道事業給水条例による）

給水申込み1件につき、下記の額をお支払いいただきます。

- ア 設計審査手数料 3,000 円（非課税）
- イ 工事検査手数料 3,000 円（非課税）

(2) 加入分担金（島田市水道事業給水条例による。資料集 3-1）

新設又は既設の増径を行う際に量水器1個につき、お支払いいただきます。

- ア 止水栓止のみ工事は、加入分担金は不要です。（量水器を設置するときに頂きます。）
- イ 増径の場合は、差額分となります。ただし、減径の場合の返金はいたしません。
- ウ 受水槽管理用の量水器(P8)の加入分担金は不要です。
- エ 臨時給水(P5)の場合は、加入分担金は不要です。
- オ 加入分担金は、給水の引込み権利のため、土地に帰属します。よって、引越しによる権利の移転はありません。
- カ 分水閉鎖の場合、権利は消滅するものとします。

(3) 提出図書

ア～エは、基本的な書類となります。給水装置の条件は、土地の条件や配管状況により違いま

すので、必要な書類につきましては、項目 3-2(3)により確認して下さい。

ア 給水装置工事申込書

イ 材料表（一次側と二次側を分け、上流から下流の配管順に記載してください。見本 2）

ウ 設計図（平面図、立面図）

管の位置、管種、口径、延長等（新設は赤、既設は青）

給水用具の取り付け位置

公私有地、隣接地との境界線

道路の種別（公道、私道区分）

分岐元配水管及び給水管等の管種、口径

エ その他の必要書類

(ア) 受水槽の設置届及び設備図書(第 6 章参照)

(イ) 給水装置所有者変更届（所有者が変更されていない場合 資料 2-8）

(ウ) その他の誓約書、承諾書（3-2(3) 参照）

3-2 給水装置工事申込書記載の注意点

(1) 申込書の鑑は、厚紙を使用し、別紙記入例を参照して作成をお願いします。

ア 土地家屋の借用がある場合は、所有者の承諾が必要です。

イ 私有管からの分岐や増径を伴う場合は、私有管所有者の承諾が必要です。

ウ 分譲地などで区画が離れている場合であっても、同一工事で施工する場合は、1 申請としての提出が可能です。手数料は、1 申請につき 1 件をいただきます。

(2) 給水装置所有者変更届（資料集 2-8）

申込者と既設の給水装置の所有の登録が異なる場合に提出する申請書です。親族であっても提出が必要です。新旧の連名について旧所有者の記名がない場合は、その理由を記入のうえ、新所有者が土地所有者であることを確認できる「土地登記簿」や「売買契約書」等の写しを添付してください。（相続の場合の添付書類は不要です。）

(3) 承諾書・誓約書が必要となる案件

給水装置工事申込書の「添付書類」該当欄に○をつけ、承諾書等を提出してください。

ア 土地家屋や分岐元管の所有者と申込者が異なる場合

土地家屋使用承諾書（申込書裏面又は資料集 2-1）

給水管分岐・増径承諾書（申込書裏面又は資料集 2-2）

イ 受水槽式の集合住宅で部屋毎に検針を行う場合

貯水槽維持管理に関する確認書（資料集 2-4）

ウ 三階直結直圧給水を行う場合

事前協議書兼、将来給水不良等があった場合に自己責任で対応する旨の誓約（資料集 2-5）

エ 分譲地等で止水栓止工事を行う場合

全給水装置の維持管理について自己負担とする誓約（資料集 2-6）

オ 井戸等他の水源がある場合

井戸・地元簡易水道等他の水源から上水道に切り替える場合、または同じ敷地で井戸等別の水源の利用がある場合に、浄水以外との接続による配水管の汚染防止を認識していただくため

提出していただくもの。

他の水源と給水管を接続しない誓約（資料集 2-7）

カ 適切な口径でない場合

水圧不足について改善等の指導を市が行ったうえで施工しているため、自己責任とするもの。
水圧不足となっても自己責任で解消する誓約

キ 受水槽が必要とされる箇所について受水槽にしない場合

病院、介護入居施設、飲食店、スーパー等、一時に多量の水を使用する場合、8時間以上連続して水を使用するような業種、災害の拠点となる医療機関について受水槽式にしない場合は、検定満期交換や事故による断水や計画断水があっても復旧するまで協力する誓約

事故による断水は想定できるリスクであり、事前対処をお願いしたいと考えていること、計画断水等は、布設替工事に関連し、当該所有者のみの問題でなく他の利用者にも影響があること、定期的な量水器の検定満期交換に応じないなどの事例が他団体で多く見られることから事前に事業への協力を求めるものです。（第6章参照）

ク その他本指針に沿った給水工事ができない場合や水道課が特に条件が必要と判断した場合
市の指示する内容の誓約、又は承諾書、承認書（理由は個別に説明することになります。）

3-3 占用許可、使用許可の手続

(1) 占用許可、使用許可の手続

ア 道路占用、河川占用、土地改良区財産他目的使用は、島田市水道課が申請書の取次ぎを行います。また、島田市水道課へ申請書を提出する際は、事前に各管理者と協議し、各管理者による申請書の確認を受けた上、給水装置工事申込書の提出時に占用に必要な書類を水道課へ提出してください。

イ 占用許可の事務に係る標準処理期間は、占用許可の事務処理に時間を要しますので、工事着手予定日までの日数に、余裕をもって申請してください。

ウ 道路の掘削に必要な道路使用許可は、道路交通法第77条の規定により、所轄の警察署長の許可を受けてください。工事中は、道路使用許可証を必ず携帯してください。

(2) 道路占用申請時の提出書類

道路に管を埋設する場合、道路法第32条により必要な許可です。市道、県道、国道等の区分によりそれぞれの道路管理者の許可を受けることになります。

ア 国・県管理道路

国・県指定の占用基準に基づく復旧方法を明示し、書類を5部提出してください。

添付書類は、位置図、平面図、断面図、舗装復旧断面図、事故発生時の緊急連絡先系統図、工事箇所写真、交通規制図、理由書、占用物件確認書、公図写、工程表、ほか管理者が求める書類です。

イ 市道

島田市道路占用基準に基づく復旧方法を明示し、書類を3部提出してください。

添付書類は、位置図、平面図、断面図、舗装復旧断面図、工事箇所写真、交通規制図、理由書、占用物件確認書、公図写、ほか管理者が求める書類です。

ウ その他の公道

管理者の指示に従って必要な書類を提出してください。

(3) 河川占用申請時の提出書類

河川区域に管を埋設する場合に河川法第 24 条及び第 26 条により必要な許可です。県管理河川、準用河川、普通河川、河川の区分に応じて、それぞれの河川管理者の許可を受ける必要があります。申請は、管理者が指定する様式により書類を 3 部提出してください。

(4) 土地改良区財産他目的使用申請（大井川土地改良区・神座土地改良区の道路・河川）

土地改良区財産内に管を敷設する場合に必要な許可です。管理土地改良区理事長の許可を受ける必要があります。申請は、管理者が指定する様式により書類を 3 部提出してください。

(5) 道路・河川占用許可の手続き共通事項

- ア 占用工事は、工事施工前に着手届を、完了後に完了届（竣功届）を各 2 部提出してください。
- イ 占用箇所の施工時には許可証を携帯してください。
- ウ 工事は、設計図書に基づいて施工してください。変更がある場合は随時協議等を行い、変更図書を提出してください。
- エ 地下埋設物等がある場合は、その位置を調査し、着工の前日までに必ず関係機関に連絡して立ち会い等を求めてください。
- オ 工事中に不要な給水管等が発生した時は、管理者と協議を行い、撤去等適切な処置を行ってください。

(6) 占用位置

- ア 給水管の埋設深は、道路部分は、道路管理者の許可によるものとし、敷地部分は 30cm 以上とします。ただし、水管橋取り付け部の堤防横断箇所や他の埋設物との交差の関係等で、土被りを標準又は規定値まで取れない場合は、管理者と協議し、必要に応じて防護措置を施す等対応をお願いします。
- イ 道路を横断して給水管を配管する場合は、ガス管、電話ケーブル、電気ケーブル、下水道管等他の埋設物に十分注意し、道路管理者が定めた占用位置に配管してください。

3-4 給水装置工事の許可

- (1) 加入分担金及び手数料の納入通知書発行を以って、設計審査の許可となります。
- (2) 給水装置工事の着工は、納入通知書の発行以降可能ですが、道路や河川の占用部分は、占用許可後でなければ着工できません。
- (3) 止水栓止（分譲地等）工事の検査が完了していない場合、給水管、止水栓の位置等が確定していないため、止水栓より二次側の給水装置工事申込書を受理することはできません。止水栓止（分譲地等）工事を行う工事店は、給水装置工事が完了した時点で速やかに工事検査申請書等、完成報告書類一式を提出するようお願いします。
- (4) 納入通知書は、市内の金融機関にて期限までに納付するようお願いします。領収書は、量水器の受け渡しの際に確認しますので、本書又は写しを保管しておくようお願いします。
- (5) 許可後、主任技術者は、申込者に新開栓届の記載をお願いするとともに、申込者に給水管の引き込み位置や修繕の範囲、量水器周りの保全や逆流防止についてなど、給水装置の維持管理について、十分に説明し、説明書をお渡ししてください。

3-5 分岐工事

(1) 分岐工事实施日の連絡

分岐工事は、水道課の立ち会いのもとで行います。分岐工事がある場合は、設計審査の許可時に「給水装置分岐工事連絡表」（資料集 2-9）をお渡しします。この連絡表にて希望日のやり取りをしますので、分岐工事予定日の 1 週間前までに当該連絡表及び占用工事着手届(写し)を F A X 又はメールにて送信してください。送信後、受信確認連絡をお願いします。

希望日が他の工事立ち会いと重なっている場合等は、日程調整を行う場合がありますのでご協力をお願いします。

希望日連絡先

FAX 0547-37-8004、

e-mail suidou☆city.shimada.lg.jp（☆を@に置き換えてください）

メール件名は「立ち会い予定日の申込」としてください。

(2) 市の立ち会いについて

市の確認項目は、分岐元管の確認、施工方法の確認、埋設の深さ、水圧テスト、静水圧の調査、通水後の塩素確認となります。ただし、「給水装置分岐工事連絡表」の「立合施工省略可否」欄に「省略可」とされている案件は、市の立ち会いなしで施工できます。なお、立ち会いを省略した場合も分岐予定日の連絡は、必要です。

(3) 分岐工事に関する評価について

分岐工事は、給水装置工事全体とは別に評価を行います。評価は、現地での立ち会い時の施工状況（見本 5 チェックシートによる）、占用の完了届に添付された写真、設計書により行います。写真は、資料集 1-6「道路占用河川占用完了時提出書類」に記載した項目に不備、不足がないかも判定基準の一つとします。

分岐工事における評価項目	評価
分岐施工は、設計書どおり実施されている	○ 問題なし
完了報告書の設計書と添付された写真に不整合はない	
提出された写真により、占用条件や本指針の項目を満たしていることが確認できた	

(4) 分岐工事の立ち会いの省略について

立ち会いを実施した工事について、3 件以上連続して、(3)の評価が問題なしと判定された指定工事店は、以降の申請について、分岐工事における水道課立ち会いを省略します。

ただし、他の給水装置工事について、下記ア又はイに該当する案件があった場合は、市の指導が必要な指定工事店となりますので、原則どおり分岐工事の立ち会いを行います。下記アに該当し、立ち会いを開始するようになった場合であっても、新たに 3 件以上連続して問題なく施工した場合には、再び省略の対象となります。

ア 完了検査において、次のいずれかの指摘を受けた場合（4-5 参照）

- ・設計図と施工された給水装置に不整合がある。（軽微なものは除く）
- ・完了検査で提出された写真に不足があるまたは不明瞭である場合

- ・補修工事を命じられた場合
- ・給水停止命令を受けた場合

イ 完成予定日を3か月超過しても工事検査申請書が提出されていない、又は提出書類に不備がある給水装置工事がある場合（期限内に遅延報告が提出された案件は、新たな期限までの間は除く）

3-6 量水器の受け渡し

量水器は、設置予定日の2週間前から受け渡しを開始します。受け取りにあたっては、下記の書類等を用意して水道課に来課してください。一度に5個以上の量水器が必要な場合や25mm以上の口径の場合は、事前にお客様センターに連絡してください。待ち時間が少なくなります。

なお、水道料金は、設置予定日から発生します。

(1) 来課時に必要なもの

- ア 加入分担金又は手数料の支払が確認できる書類（領収書本書又はその写し）
- イ 新開栓届（全て記入し、裏面に位置図を貼り付ける。）
- ウ 改造で口径が変わる場合は、旧の量水器

第4章 検査

4-1 指定工事店が行う検査

主任技術者は、法第25条の4第3項第3号の規定により、施工した給水装置が構造・材質基準に適合したものであることを検査しなければならないとされています。検査は、完成時に目視できなくなる部分について中間検査を実施し、完成後に、改めて承認された設計書通りに施工されているか完成検査を行ってください。現地の調整により設計書と違う施工を行う必要が生じた場合は、速やかに書類を作成し、市の承認を受けて施工をしてください。

4-2 完成検査項目

主任技術者が行う検査のうち、市への報告は給水装置工事検査用チェックリスト（見本3）に記載されている項目とします。当該リストにないものであっても必要な検査は必ず行ってください。

給 水 用 具	(1) 工事に使用した管材、継手材等は、基準適合品である。
	(2) 直結特殊器具は、基準適合品である。
	(3) 給水器具は、適正に機能している。

(1) 給水用具の材料・材質等の確認

使用材料及び材質が法で定められた適合品であるか、指針に指示があるものは当該指示品か、設置前に確認する。

(2) 機能検査

給水用具の取り付け方法が適切であるか、通水後、各給水用具から放水し、量水器の回転の確認や給水用具の吐出量、動作状態、外観等を確認する。

埋 設	(1) 公道等の復旧は、道路占用工事復旧基準に適合している。
	(2) 埋設深度は、所定の深さが確保されている。
	(3) 埋設位置及び延長は、設計どおりである。
配 管 □ 写真 (分岐箇所)	(1) 配管は、設計どおりである。
	(2) 適切に接合が行われている。
	(3) 洗管、放水を実施した。
	(4) 凍結防護及び腐食・電食防護が、適正になされている。
	(5) クロスコネクションはない。
	(6) 浄化槽又は排水管との近接直下に並設配管はない。

(3) 埋設深の確認

地中の状況は、完成後に確認できないため、配管の深さ、配管、埋め戻し時の工法が設計書、指針の指示どおりであるか段階ごとに確認する。

(4) 配管の確認

ア ロ径、管種、延長、給水用具の位置が完成図と整合するとともに、配管経路、接合方法、構造が適切であること。逆流防止のための給水用具の設置、吐水空間が確保されていること。

イ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのある増圧ポンプ等への直接連結はないこと。

ウ 水の汚染、侵食破壊、凍結等を防止するための適切な措置がされ、クロスコネクションとなる配管はないこと。

エ 配水管から分岐している場合は、分岐箇所を撮影した写真を添付すること。

耐圧試験	(1) 耐圧試験を実施し、漏水及び抜けなどはない。
□ 写真	(2) 静水圧は、 (MPa) であった。

(5) 水圧試験（耐圧性能試験） （黒板あり）

テストポンプによる水圧試験は下記のとおり行い、漏水、変形、破損の異常がないか確認する。実施時の水圧指針が分かる写真を完成書類に添付し、水圧をかける前の静水圧の数値をチェックリストに記載して報告すること。

配水管の管種、経過年数によっては、水圧試験が給水管に悪影響を及ぼすことが考えられるので、懸念がある場合は、事前に水圧試験が必要か確認してください。

ア サドル分水栓から量水器一次側までは、設置後せん孔前に充水して 1.75MPa（せん孔後は、0.75MPa）で 1 分間保持し、漏水、変形、破損の異常がないか確認する。

イ 量水器から宅内の給水栓は、1.75MPa に加圧し 1 分間保持させ、異常がないか確認する。

ウ ポリエチレン管について

ポリエチレン管は、管の性質上、急激な圧力で膨張し、漏水がなくても圧力低下を生じる場合がある。その場合は、次のとおりテストして漏水がないかを確認する。

(f) 試験区間の片方の弁又は栓を閉じ他方から充水して 0.75 MPa で加圧し 3 分間保持

(g) 試験区間に 0.75 MPa の圧力を与えている弁又は栓を閉じ 10 分間経過後の保持圧力を水圧計で読み取り 0.6 MPa 以上であれば漏水なしとする。

水 質	(1) 残留塩素は、適正である。 (mg/l)
□ 写真	(2) 臭気、味、色、濁りに異常はない。

(6) 水質検査 （黒板あり）

目視、臭い、残留塩素測定検査機器による確認、その他必要な水質検査実施後、測定結果の良否及び塩素濃度をチェックリストに記入し、残留塩素の検査結果が分かる写真を添えて提出する。

第一止水栓 □設置なし	(1) 位置及び深さは、設計どおりである。 第一止水栓の位置（官民境から m、隣接地境から m）
	(2) スピンドルの位置は、筐の中心である。
	(3) 第一止水栓の交換状況（□実施 □実施なし）
量水器 筐 □写真	(1) 位置及び深さは、設計どおりである。 量水器の位置 官民境から（□2 m以内 □2 m超）
	(2) 逆付け、片寄りがなく、水平に取付けられている。
	(3) 検針や取替に支障はなく、汚水、泥などが流入しない場所である
	(4) 量水器の一次側がポリエチレン管またはフレキ管である
	(5) 量水器の二次側に逆止弁がある
	(6) 丙止水栓の操作に支障はなく、逆付け、傾きはない
	(7) 丙止水栓の交換状況（□実施 □実施なし）

(7) 第一止水栓

スピンドルの位置が筐の中心にあること。二次側に蓋ヒンジがくるように設置されていること。

(8) 量水器の設置状況の確認

量水器の筐は、口径にあったものか、筐の接合部分に隙間なく、土砂流入防止板が正しく設置されているか、逆付け、片寄りがなく水平に取り付けられ、検針、取替え等に支障がないか確認する。確認後、量水器前後の配管、逆止弁の設置が分かるように写真を撮影し、提出する。

アパート等の集合住宅の場合は、量水器1台ずつ通水検査を行い、量水器の設置状況と門表番号、量水器番号、配管先の部屋が一致するか確認する。（写真は1か所でよい）

受 水 槽 □設置なし	(1) 吐水口と越流面等との位置関係は、適正である。
	(2) ボールタップの停止面、越流管との調整は適正である。
	(3) 市水以外の自家水と混合していない。

(9) 受水槽

受水槽の吐水口と越流面等の位置関係、受水槽の蓋の施錠及び進入防止のフェンス等の確認すること。受水槽の全体、周辺がわかるよう撮影する。

4-3 完成検査報告

(1) 給水装置の工事検査申請書等

給水装置工事完了後、速やかに工事検査申請書等、完成報告書類一式を提出してください。許可時に追加書類が指示されている場合は、漏れのないようご注意ください。

＊近年、給水管の補修工事をめぐったトラブルが発生しています。トラブル防止のため、完成報告書類一式は給水装置工事完了後速やかに提出するようお願いします。

補修工事が必要な場合は速やかに対応してください。

ア 工事検査申請書（資料集 2-10）

イ 給水装置工事検査用チェックリスト（見本 3）

ウ 材料表、完成図（平面図、立面図）

エ 給水装置工事写真

A4サイズで1枚～2枚にまとめたものを1部作成してください。写真には可能な限り説明を記載した黒板をいれるようお願いします。

(7) 全景（完成後の敷地全体。分岐箇所から量水器までの全体像が分かるもの）

(イ) 量水器筐内の状況（量水器の改造がなければ不要）

(ウ) 残留塩素濃度の測定状況

(エ) 水圧試験（水圧が読み取れるように拡大写真も撮影する。）

(オ) 分岐箇所（サドル付分水栓取付け）

(カ) 一次側（分岐箇所～量水器）の配管状況

(キ) 止水栓及び筐の状況

(ク) 自家井戸水配管等との切り離し状況

(ケ) 受水槽の設置状況

(コ) 閉栓状況

オ 給水分岐施工報告書（見本4）

カ 占用の完了届（竣功届）（資料集1-6）…提出部数2部

キ 受水槽がある場合、貯水槽水道届出書（資料集2-3）又は簡易専用水道台帳

(2) 工事検査申請書の提出遅延について

工事の遅れにより、完成予定日を超過する場合は、理由及び延長後の完成予定日を明らかにした書面を当初の完成予定日から1か月以内に提出してください。

遅延案件の確認は、年2回実施します。遅延案件が3件以上の場合は、指導通知を行い、通知の提出期限までに提出がなかった場合は、島田市水道事業指定給水装置工事事業者審査会による指定の取り消し及び停止に係る事項の審査対象とします。

本項目は、令和2年4月1日以降、申込分より対象とします。

4-4 市の審査、検査基準

市は、施工前に設計審査を行い、完成後には、書類審査及び現地検査により完成検査を行います。主任技術者は、市から完成検査の立ち会いを求められた場合は、必ず立ち会いをしてください。

完成検査の結果、不適切と判定され、市から手直しを指摘された指定工事店は、指定された期日までに補修工事を実施し、改めて検査を受けてください。

(1) 設計審査時の審査項目

ア 工事箇所が確認できるよう隣接する建物等付近の状況が分かる地図が添付されている。

イ 給水装置の構造、方位、建物の位置、隣地及び道路との境界が分かりやすく記入されている。

ウ 工事施工部分が明記されている。（新設：赤、既設：青）

エ 平面図と立面図が整合している。

オ 各部の材料、口径及び延長が明記されている。

カ 不可視部の配管部が明記されている。

キ 必要な誓約書等が添付されている。

ク 構造、給水用具は、本指針に適合している。

ケ 井戸等上水道以外の管路の接続はない。

(2) 完成時書類審査

- ア チェックリストに基づく、各種項目の確認
- イ 提出写真による水圧、残留塩素濃度、施工状況の審査
- ウ 分岐報告書の施工図と設計図の整合性の確認
- エ 占用条件と工事検査申請書の整合性の確認

(3) 完成時現地検査

申込書の設計図どおり正しく施工されているか、チェックリストの内容と整合性があるか、現地にて確認を行います。原則として水道課が単独で行いますが、井戸との併用や切り離しがある場合、施工が特殊な場合など、現地検査に指定工事店の立ち会いを求める場合があります。現地検査項目は、指定工事店による検査項目のうち、案件毎に必要なものを実施します。

(4) 破壊検査

現地在完成図と一致しない場合には、破壊して行う検査を行います。当該検査に係る費用は申込者又は指定工事店の負担とし、当該検査に応じない場合は、条例に基づき、給水を停止します。

4-5 検査結果について

(1) 給水装置工事の合格について

提出された書類及び現地検査の結果、合格となった場合に工事終了となります。

(2) 図書の修正指示について

完成図書に軽微な誤りを発見した場合は、再提出を指示する。速やかに提出してください。軽微な誤りの範囲は次のとおり。

- ア 量水器や止水栓の位置などが図面と違う場合であって、管路延長の違い程度であるもの

(3) 補修工事の指示について

検査の結果、完成図と施工された装置が整合しておらず、給水装置として不適切と判断した場合は、市が定める期間内に補修工事をしてください。

補修工事を指示する場合は、次のとおりです。なお、エの場合は、確認のため、破壊検査の指示を行う場合があります。補修工事、破壊工事（復旧含む）の費用は、申込者又は指定工事店の負担とします。

- ア 量水器の交換が出来ないような設置をした場合
- イ 鉛管が残っている場合
- ウ 30年経過した第1止水栓が古いままの場合
- エ 許可と違う施工であり、許可を逸脱すると思われる場合

(4) 基準不適合等による給水停止について

検査の結果、水道法施行令第6条（資料1-1）に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないことが判明した場合又は、給水栓の汚染のおそれがある器物又は施設と連結して使用したことが判明した場合は、基準に適合すると検査で判明するまで、給水を停止します。また、検査を拒んだ場合も給水停止の対象となります。対象案件の代表例は次のとおりです。

給水停止となる案件があった場合は、島田市水道事業指定給水装置工事事業者審査会による指定の取り消し及び停止に係る事項の審査対象となります。

- ア クロスコネクションであった場合（改善まで給水停止とする）

- イ 井戸等他水源との吐水空間が確保されていない場合（改善まで給水停止とする）
- ウ 承認された図面と明らかに違う場合（分岐位置、給水用具、配管状況、給水予定水量等）

第5章 維持管理

給水装置を安全にお使いいただくには、維持管理が重要です。この章は、所有者または使用者（以下「水道利用者」という）が行う維持管理について説明します。指定工事店においても、本章について把握し、お客様への説明に努めるようお願いします。給水装置の設置や使用料のことなど、契約に関する基本的な事項は「島田市水道事業給水条例（以下「条例」という）」に定められています。

5-1 水道利用者の責務

(1) 給水装置工事申込者（所有者）の所有権の範囲

量水器は市の貸与品ですが、それ以外の配水管分岐から宅内の水栓まで、所有者が工事費を負担した部分が所有者の持ち物、所有権の範囲となります。よって、必要な修繕、改造、更新に係る費用は、本指針に特別な定めがある場合を除き、全て所有者の負担となります。

(2) 水道利用者の責務（条例による）

- ア 水道利用者は、善良の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常がある場合は、直ちに管理者に届けなければならない。（条例第 25 条第 1 項）
- イ 給水装置の修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は水道利用者の負担とする。ただし、管理者が認めた場合は、この限りではない。（条例第 25 条第 2 項）
- ウ 水道利用者が管理義務を怠ったために生じた損害は、自らがその責任をとらなければならない。（条例第 25 条第 3 項）
- エ 水道利用者は、管理者から貸与された量水器は、責任をもって管理しなければならない。（条例第 22 条第 2 項）
- オ 水道利用者は、注意義務を怠ったり管理者からの貸与品を失くしたり壊したりしたときは、その責任をとり賠償しなければならない。（条例第 22 条第 3 項）
- カ 次のいずれかの場合は、5 万円以下の過料に処する（条例第 44 条）
 - (ア) 許可なく給水装置の新設、改造、撤去を行った者
 - (イ) 正当な理由がなく、量水器の設置、検針、給水装置の検査を拒んだ者
 - (ウ) 水道料金を納期限までに支払わない者
 - (エ) 汚染の恐れがある配管を行った者
 - (オ) 上記アの管理義務を著しく行った者
- キ 詐欺、不正により水道料金、手数料の徴収を免れた者は免れた金額の 5 倍の金額（当該額が 5 万円未満の場合は 5 万円）の過料に処する。（条例第 45 条）

5-2 量水器と止水栓周辺の保全

量水器は、2 か月に 1 度検針を行い、7 年に 1 度交換を行います。

量水器の入っている筐や止水栓の丸い蓋は、上にものを載せたり、周辺の高さを変えたりするこ

とのないようにしてください。漏水修理や、量水器の定期交換などで、作業の支障になったり、所在が不明になったりすることを防ぐためです。状況によっては、追加の作業が発生し、当該費用を頂くことになります。ご協力をお願いします。

5-3 水の安全衛生対策のお願い

給水装置は、配水管から水を引き込みしています。利用方法を誤ると逆流し、配水管内を汚染することがありますので、下記の項目に留意してご使用をお願いします。

(1) 水質に配慮した資器材の選定

ア 浄水水質や埋設環境に適合し、耐食性に優れたもの、内面に防食処理が施されているものを選定してください。

イ 量水器前後に鉛管が使用されている場合があります。既設の鉛管については漏水修繕や改築による布設替に合わせ、鉛管以外の管に取り替えをお願いします。

ウ ポリエチレン管は、ガソリン、灯油等溶剤に侵されやすいので、このおそれがある埋設環境では使用しないでください。

(2) 逆流防止のための措置

ア 地下式の散水栓は、散水栓部分が雨水等に浸かった際などに逆流となる恐れがあるため、設置を認めておりません。立上式や伸縮式の散水栓を使用するようお願いします。

イ 配水管への逆流を防ぐため、量水器の宅内側には逆止弁を設けてください。

ウ 受水槽、浴槽等の吐水口（蛇口）は、水道施設設計指針で定められた空間を確保してください。負圧による逆流を避けるためです。

呼び径25mm以下の例

呼び径	近隣壁から吐水口中心までの水平距離	越流面から吐水口中心までの垂直距離
13mm以下	25mm以上	25mm以上
13mmを超え20mm以下	40mm以上	40mm以上
20mmを超え25mm以下	50mm以上	50mm以上

(3) 凍結防止措置

屋外露出管等、凍結の恐れがある給水装置は、保温材等の凍結防止措置を行ってください。

(4) クロスコネクション（水道水以外との接続）の禁止

ア 給水管に当該給水装置以外の水管、機械、設備等を直接連結することはしないでください。井戸水と水道水を混合水栓で使うなど、止水装置で切り替えする配管方法は禁止です。過去に国内でこうした配管による水質汚染の事例が複数でております。物理的に切り離しをして使用するようお願いします。給水装置と接続されやすい配管の例は、次のとおりです。

(ア) 自家井戸水、共同井戸水、農業・工業用水、再生利用水の配管

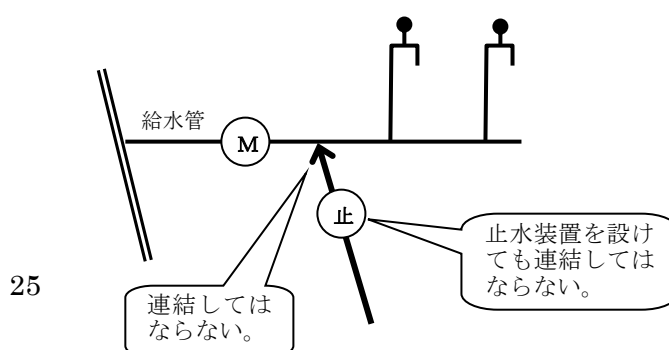
(イ) 受水槽以下の配管

(ロ) プール、浴槽等の循環用の配管

(ハ) 水道水以外の給湯配管

(ニ) 水道水以外のスプリンクラー配管

(ホ) ポンプの呼び水配管



- (キ) 雨水管
- (ク) 冷凍機の冷却水配管
- (ケ) その他排水管

井
戸
水

(5) 給水用具の適正な使用

ア 浄水器・活水器を使用する場合は、フィルターの定期交換などの維持管理を適切に行ってください。維持管理を怠ると水質の悪化や直結する他の器具に悪影響を及ぼすことがあります。利用する場合は、下記に留意し自己責任において設置してください。なお、浄水器・活水器を通った以降の水道水の水質については、水道事業者は責任を有していません。

(ア) 水道法に定める遊離残留塩素濃度基準値 0.1 mg/l 以下の濃度まで除去する能力を有するものがあります。適切に使用しない場合は、細菌等が繁殖し水道水を汚染することがあります。

(イ) 設置は、量水器より宅内側しかできません。

5-4 給水装置の修繕

(1) 修繕の範囲

ア 給水装置は、個人の財産です。道路部分にある配水管の分岐箇所から蛇口まで全て水道利用者が行うこととなります。

イ 道路部分から量水器までの漏水は、水資源を守り二次災害を防止するため、漏水修繕規程に基づき対応します。ただし、下記の場合及び量水器から宅内側の漏水修理については、水道利用者が行ってください。

(ア) 漏水箇所が官民境界から 2 m を超える漏水

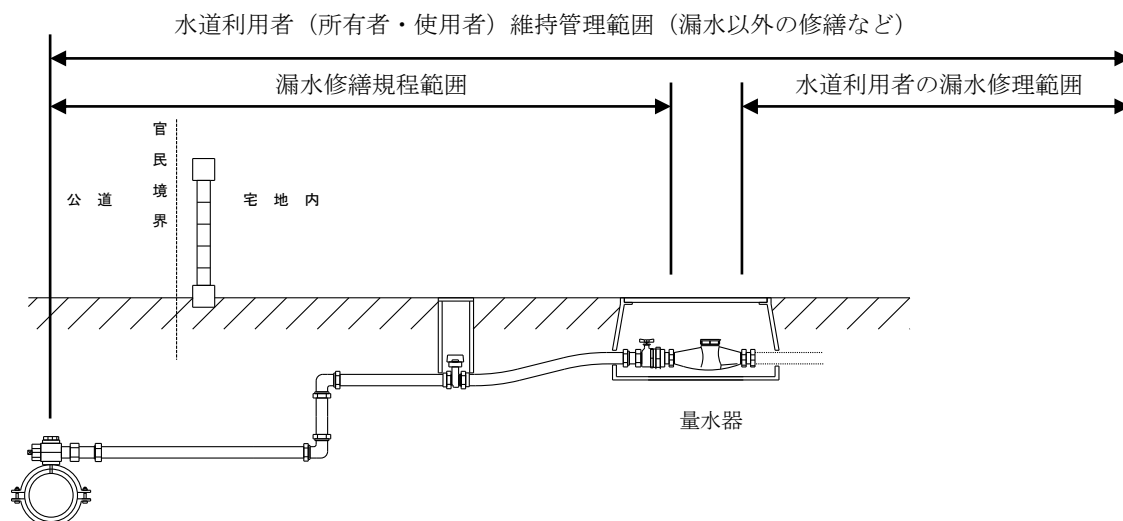
(イ) 建物内の漏水

(ウ) 解体工事等による破損で原因者が特定できる漏水

(エ) 修理の際、植木の移設、工作物の撤去等付帯する工事が必要となる漏水

(オ) 誓約書、覚書等により自己負担で修理するとした箇所の漏水

(カ) 漏水が頻発している場合（3 回程度）



(2) 鉛管漏水修理

鉛管が原因で漏水となっている場合は、一次側のみ修繕を行います。ただし、植木の移設、工作物の撤去等付帯する工事の費用は、水道利用者の負担となります。

(3) 修繕工事の依頼先

給水装置は、水道法により水道事業者が指定した工事店でなければ設置や改造などを行えません。指定工事店は、島田市のホームページで御確認いただけます。指定業者は、島田市に申請があった業者を指定しており、市内業者ばかりではありません。市外の業者であっても指定を受ければ工事を行うことが可能です。修繕費用は施主様の負担ですので、大きな修繕の場合は、複数の見積りをとることをお勧めします。なお、蛇口のパッキンを変えるなどの軽微な修繕については、給水装置の修繕に該当しませんのでご自分で行うことが可能です。

5-5 給水装置の使用中止及び撤去

長期間使用のない量水器の返還について

給水装置は所有者の財産ですが、量水器に限り、市の貸与品となっています。これは、水道水を計量して売っていることから、計量法の定めにより、定期的に交換するよう義務づけられているためです。（島田市では7年毎に交換作業を行っています。）

長期間使用のない量水器であっても、検針やこうした交換を行っており、一定の経費が掛かります。掛かった経費は他の利用者の負担になることから、長期間（概ね3年間）利用のない量水器は撤去を行いますので御承知おきください。

5-6 【重要】家屋の改造、解体や外構工事に関する注意事項

近年、家屋の改造、解体又は外構工事などにより、敷地を掘削する際に、水道管を破損する事故が増えています。掘削前に水道管の引きこみがどこか確認して工事の実施をお願いします。水道管を破損させた場合は、原因者の責任により、指定工事店に修繕を依頼していただくことになります。なお、近隣に濁水等の影響が出る場合がありますので、市水道課への連絡もお願いします。

(1) 家屋等の解体により給水装置の改造、撤去を行う場合

解体に着手する前に「撤去申請」が必要です。指定工事店に依頼し、配水管からの分岐箇所での止水をお願いします。（配水管から給水管への引き込み部分は、経年化による漏水を起こしやすい場所であり、当該管の他の利用者に影響が出るため）

解体後すぐに家を建て替える場合は、建替後の申請と兼ねた「改造申請」によることも可能です。なお、分岐から40年以上経過している場合は、分岐箇所や引き込みしている管路の老朽化しています。漏水が起きやすくなっていますので、新たに分岐し直すようお願いいたします。特に第1止水栓はパッキンの経年化による漏水、作動不良の可能性が高いため、設置後30年経過したものは取り換えをお願いしています。

(2) 量水器の取り扱いについて

量水器は市の貸与品です。勝手に撤去や処分をしないようお願いします。解体工事に伴い量水器を紛失、破損した場合は、弁償していただく場合があります。

5-7 給水装置の事故、故障とその要因

(1) 断水、濁水があった場合

断水、濁水があった場合は、その原因により対応が変わります。近隣の方も同じような状態であるか、アパート等で受水槽を使用している場合は、受水槽が稼働しているか、御確認ください。

近隣の方も同じ状況であれば、管の破損が考えられますので市水道課へ、受水槽が稼働していない場合は、受水槽の管理会社へ御連絡ください。自宅のみであった場合は、宅内の漏水等が考えられます。指定工事店に依頼し、御自分で修理をするようお願いします。

ア 道路での配水管・給水管の破損（漏水）

水道管が破損した場合は、断水や濁水が起こります。配水管の場合は、同時に広範囲にわたり多数の利用者が断水、水圧低下又は濁水などの影響を受けます。給水管（個人で利用している管や近隣で共同利用している管）が破損した場合は、狭い範囲で同じような影響が出ます。

道路がいつも濡れている、水が噴出しているなどは、水道管の漏水が疑われますので発見した場合は、市水道課へ連絡をお願いします。

イ 宅内配管の破損

宅内の配管が破損すると、破損が大きければ、宅内において断水や出水不良となります。一方、破損が小さい場合は、利用に影響がないため、気づくことが難しいものです。こうした小さい破損は、検針時の水道使用量が増加していることにより発見されることが殆どです。使用量が多いと感じた場合は、宅内の蛇口をすべて閉めた状態で、量水器が動いているか確認してください。

ウ 停電等によるもの

集合住宅など受水槽を使用している場合は、停電や受水槽の点検、ポンプの故障により断水することがあります。管理会社に御連絡ください。

エ 分水栓の閉塞

空き家や分譲地などで長い間、水道を使っていない場合、配水管からの引きこみ箇所が詰まってしまう（分水栓が閉塞する）場合があります。この場合は、指定工事店に依頼し、御自分で修理していただくようお願いします。

(2) 水の出が悪いとき

急に水の出が悪くなった時は、管の破損の疑いがありますが、常に水の出が悪いという場合は、下記のような原因が考えられます。ウ以外は、ご利用になっている給水装置の配管や構造の問題となりますので、指定工事店に依頼し、必要な改修工事等を行っていただくことになります。

ア 給水管の口径不足

一本の給水管から当初の予定より多くの方が利用すると、既設給水管の必要水量に比べ、給水管の口径が小さくなり給水不足を起こします。

イ 給水管の水圧不足

3階などの高所で水を利用するときに、高所の受水槽や加圧ポンプ等がない場合は、水圧不足により出水不良になる場合があります。

ウ 配水管の水圧不足

配水管の口径に対して、利用家屋が多い場合や、高台などで水を多く使用する時間帯で起こることがあります。

エ 給水管の老朽化

既設給水管で亜鉛メッキ鋼管などを使用していると、内部にスケール（赤さび）が発生し、経年とともに実口径が小さくなり給水不足を起こすことがあります。

(3) 水栓の故障

水栓こまパッキンの磨耗により異常音・振動音の発生や、開閉が不良になることがあります。清掃もしくは水栓こまパッキンの交換をしてください。

5-8 水道水のにおい、色、濁り

色、濁り、臭いの原因は、水質による要因と配管状態によるものに大別されます。配管状態が原因の場合は、配管構造及び材料の改善をすることにより、解消されることもあります。水質によるものは、現象をよく見極めて原因を究明することになります。

(1) 異常な臭味

水道水は、消毒のため塩素を添加しているので消毒臭（塩素臭）があります。この消毒臭は、残留塩素の酸化作用による殺菌効果があることを意味し、水道水の安全性を示す一つの証拠であるので問題はありません。なお、塩素以外の臭味が感じられたときは、水質検査をする必要がありますので市水道課へご連絡ください。

(2) 異常な色

水道水が着色する原因は、空気の混入による白濁色、水道管のサビによる赤褐色、黒褐色等があります。殆どは、しばらくお水を流していただくと改善されます。

(3) 砂、鉄粉片等の異物が出る

配水管及び給水装置等の工事などで混入したもの（穿孔クズ、接着剤の剥離、モルタルライニングの剥離等）であることが多く、漏水修繕などの要因であれば、しばらくお水を流すことで改善されます。出水不良を起こしている場合は、量水器を取り外してストレーナーの付着物を撤去する必要があります。市水道課にご連絡ください。

第6章 受水槽の届出と維持管理

受水槽は、有効容量が10m³超のものを「簡易専用水道」といい、10m³以下のものを「貯水槽水道」といいます。設置及び維持管理は、所有者が行うものとなります。

簡易専用水道は法の規制を、貯水槽水道は条例の規制を受けますが、維持管理等については概ね同様の取り扱いとなります。

(1) 設置が必要な場合

次のいずれかに該当する施設、建物に給水する場合は、受水槽式としてください。ウの例としては、病院や学校、ホテル、飲食店、介護入居施設等が考えられます。水道管の布設替や検定満期交換などで断水となる場合に問題となる施設、濁水などがあった場合に、直ぐに宅内の機械に影響がでしてしまう場合は、受水槽の設置をお願いしています。

- ア 一時に多量の水を必要とし、他の使用者に影響を及ぼすおそれのある場合
- イ 危険な薬品等を使用し、水を汚染させる恐れがある場合
- ウ 減水又は断水時であっても給水を確保する必要がある場合
- エ 常時（8時間以上連続する場合を含む）一定水压又は一定水量を必要とする場合
- オ 災害時の拠点となる施設

(2) 施工時の注意事項

- ア 受水槽が直方体である場合は保守点検が外部から容易にできるよう上部 100cm 以上、側面及び下部 60cm 以上の空間を確保すること。
- イ 受水槽一次側に量水器を設置すること。
- ウ 受水槽の管理、清掃用の水栓を量水器より二次側又は別水栓として設けること。
- エ 雨水や虫等が受水槽に入らないような措置を行い、マンホールには施錠を設けること。
- オ 有効容量は 1 日 2 回程度水が入れ替わる大きさとし、長時間貯留による残留塩素濃度低下を避けること。（容量の計算は、資料集 1-3 による）

(3) 設計審査時及び完成検査時の届出

貯水水槽水道は、「貯水槽届（資料集 2-3）」を、簡易専用水道は、「簡易専用水道台帳」を市に提出してください。設計審査時と完成検査時の提出様式は、同じものとします。設計審査時には、完成写真の添付や維持管理者名等、記載できない箇所がありますので、完成検査時に全ての項目を記載したものを提出していただきます。

(4) 維持管理

水道法に適合した水質を保持できるよう清掃、点検等を下記のとおり、実施してください。

- ア 水槽の清掃を年 1 回以上、定期的に行ってください。
- イ 水槽の状態や施設の点検を行い、不備な点があれば速やかに改善してください。
- ウ 水の色、濁り、匂い、味などに注意し、異常があれば水質検査を行ってください。
- エ 供給している人が健康を害する恐れがあると知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者や保健所、市水道課に知らせてください。
- オ 年 1 回以上、登録検査機関に検査を依頼し、管理状況の検査を受けてください。
- カ 簡易専用水道台帳の写し、清掃作業完了報告書、オの検査結果、その他管理日誌等の書類を記録、保管してください。

見本1 給水装置工事申込書

(表面)太枠で示した箇所をご記入ください。

改造の場合は()内に現在の口径を記載してください。

給 水 装 置 工 事 申 込 書			
(宛先) 島 田 市 長			
島田市水道事業給水条例第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。			
工 事 の 種 別	新設・改造(現φ)・修繕・撤去・臨時	受付番号	門標番号
装 置 場 所	島田市 旭1-1-XX		
申 込 者	〒 427 - 0038	量水器	水栓番号
	住所 島田市稲荷1-8-X	口径φ 20mm	
	フリガナ スイドウ ハナコ 氏名 水道花子	年 月 日 取付	
	電話 0547 (35) XXXX	番号	
使 用 区 分	家事用・集合住宅・事務所・店舗・工場	分岐工事 有・無	上段は、建物の階層を記入してください。下段は、集合住宅や分譲地の止水止申請の場合に記入してください。
	病院・宿泊施設・飲食店・スーパー	地上 2階、地下 階	
	その他(名称)	口径φ mm× 戸	
予 定 工 事 期 間	着手 R3 年 4 月 8 日	完成 R3 年 8 月 31 日	水道技術管理者
添 付 書 類	① 材料表	5 3階直圧給水協議書	10 誓約書(自家水)
	② 平面図・立面図	6 受水槽	11 誓約書(既設管)
	③ 土地家屋使用承諾書	7 誓約書(分譲地)	12 その他
	④ 私有管分岐承諾書 (装置場所・道路)	8 誓約書(量水器位置)	
	9 誓約書(水量不足)		
指定給水装置工事事業者		給水装置工事主任技術者	
所在地 島田市野田12		氏 名 金谷一郎	
名 称 (株) 管工事水道			
代表者氏名			
電 話 0547-35-XXXX			
事業者番号 XX		免状交付番号 XXXXX	
申 込 日	受 付 日	設計審査日	工事検査申込日
R3 年 4 月 1 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
加入分担金	設計審査・工事検査手数料	納 入 日	工事検査日
円	円		
備 考 ※必要に応じ、工事説明を簡単に記載		工事事業者は、指定工事店番号を、主任技術者は、免状番号を記入してください。	
案 内 図 添 付			
※付近の道路や近隣の住宅の状況、及び目印となる建物を含めた地図を貼り付けしてください。申込場所は、赤で着色してください。			
※案内図は北を上にして添付し、給水装置施工箇所を明記すること。			

給水管分岐（増径）承諾書

私所有の給水装置から分岐（増径）することを承諾します。なお、
本承諾に関し紛争が生じたときは当事者間で一切解決します。

令和 2 年 1 月 2 4 日

承諾者 住所 **島田市旭 1 - 2 - XX**

氏名 **川根 次郎**



門標番号又は所在地 **島田市旭 1 - 2 - XX**

分岐承諾、土地家屋使用とも
親子など親族間であっても記
載が必要です。

複数の方から承諾をもらう場
合は資料集 2-1、2-2 の様式を
使用してください。

土地家屋使用承諾書

本給水装置工事施工のため、私所有の土地家屋を使用
承諾します。なお、本承諾に関し紛争が生じたときは当事者間で
一切解決します。

年 月 日

承諾者 住所

氏名



使用する土地家屋住所

見本 2 材料表

材料表 給水装置工事設計書 【 一次側・二次側 】						
給水場所		島田市				
申込者名		〇〇				
使用者住所		〇〇				
使用者名		〇〇				
工事施工者		〇〇 主任技術者 〇〇				
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	
【一次側】						
サドル付分水栓	100×20	個	1			
ポリ用継手分水栓用(ワンタッチ)	20	個	1			
パーフェクトスリーブ	20	個	1			
ポリ用継手エルボ(ワンタッチ)	20	個	2			
ポリ用継手メーターソケット(ワンタッチ)	20	個	2			
乙止水栓	20	個	1			
止水栓きょう	20	個	1			
樹脂製インコア	20	個	6			
フレキ管(両ユニオン)	20	個	1			
水道メーターボックス	20	個	1			
メーターボックス土止め板	20	個	1			
閉開栓防止型ボール式伸縮止水栓(丙止水栓)	20	個	1			
水道メーター	20	個	1			
メタリングパッキン	20	個	4			
ロケーティングワイヤー		m	1.8			
埋設シート		個	1			
PE	20	m	5			
1次側と2次側と分けて記載してください。 1次側は、配水管から2次側の順番で材料を記載してください。 管はまとめて最後に記載してください。						
【二次側】						
逆止弁	20	個	1			
HIVP用メーターユニオン(袋ナット・シモク付き)	20	個	1			
HIVP	20	m	8			
HIVP	20	m	40			
HIVPエルボ	20	個	3			
HIVP異形チーズ	13×20	個	1			
スリースバルブ	20	個	1			
水栓柱	7×7×900	本	1			
万能ホーム水栓	15	個	3			
混合水栓	13	個	1			
ボールタップ	13	個	2			
小計						
安全費						
安全費(交通整理人)						
諸経費						
設計費						
現場及び埋設管調査費						
小計						
計						
消費税						
総計						

見本3 給水装置工事検査用チェックリスト

給水装置工事検査用チェックリスト

施行場所	島田市旭1-1-xx	指定工事店名	㈱管工事水道
申込者	水道花子	主任技術者名	金谷一郎
分岐工事 市水以外の自己水	☒ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☒ 無	占用申請	☒ 市・県・国 / ☐ 道・河川

確 認 項 目 ☒ 全景写真		チェック欄	
		業者	市
給 水 用 具	(1) 工事に使用した管材、継手材等は、基準適合品である。	☐	
	(2) 直結特殊器具は、基準適合品である。	☐	
	(3) 給水器具は、適正に機能している。	☐	
埋 設	(1) 公道等の復旧は、道路占用工事復旧基準に適合している。	☐	
	(2) 埋設深度は、所定の深さが確保されている。	☐	
	(3) 埋設位置及び延長は、設計どおりである。	☐	
配 管 ☒ 写真 (分岐箇所)	(1) 配管は、設計どおりである。	☐	
	(2) 適切に接合が行われている。	☐	
	(3) 洗管、放水を実施した。	☐	
	(4) 凍結防護及び腐食・電食防護が、適正になされている。	☐	
	(5) クロスコネクションはない。	☐	
	(6) 浄化槽又は排水管との近接直下に並設配管はない。	☐	
耐圧試験 ☒ 写真	(1) 耐圧試験を実施し、漏水及び抜けなどはない。	☐	
	(2) 静水圧は、(0.3 MPa)であった。		
水 質 ☒ 写真	(1) 残留塩素は、適正である。(0.2 mg/l)	静水圧、塩素濃度、第一止水栓の位置を記入してください。	
	(2) 臭気、味、色、濁りに異常はない。		
第一止水栓 ☐ 設置なし	(1) 位置及び深さは、設計どおりである。 第一止水栓の位置(官民境から 0.3 m、隣接地境から1m)	☐	
	(2) スピンドルの位置は、筐の中心である。	☐	
	(3) 第一止水栓の交換状況 (☒ 実施 ☐ 実施なし)	-	
量水器 筐 ☒ 写真	(1) 位置及び深さは、設計どおりである。 量水器の位置 官民境から (☒ 2m以内 ☐ 2m超)	☐	
	(2) 逆付け、片寄りがなく、水平に取付けられている。	☐	
	(3) 検針や取替に支障はなく、汚水、泥などが流入しない場所である	☐	
	(4) 量水器の一次側がポリエチレン管またはフレキ管である	☐	
	(5) 量水器の二次側に逆止弁がある	☐	
	(6) 丙止水栓の操作に支障はなく、逆付け、傾きはなし	☐	
	(7) 丙止水栓の交換状況 (☒ 実施 ☐ 実施なし)	-	
受 水 槽 ☒ 設置なし	(1) 吐水口と越流面等との位置関係は、適正である。	☐	
	(2) ボールタップの停止面、越流管との調整は適正である。	☐	
	(3) 市水以外の自家水と混合していない。	☐	

「☐写真」は、写真添付があるか、確認してください。

ここは市の記入欄ですので記載不要

不要な項目は、「-」としてください。

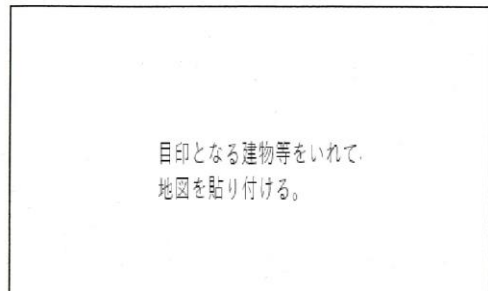
現地

見本 4 給水分岐施工報告書

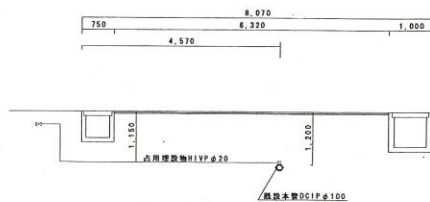
給水分岐施工報告書

装置場所		島田市稲荷一丁目8番1号	
使用者		清水 作男	
施工完了日		平成 20年 6 月 5 日	
施工指定店		島田管工	
配水管	市管	DCIP・CIP・HIVP 口径 $\phi 100$	代表者名
	共同管	DCIP・CIP・HIVP 口径	
給水分岐管		DCIP・CIP・HIVP 口径 $\phi 20$	

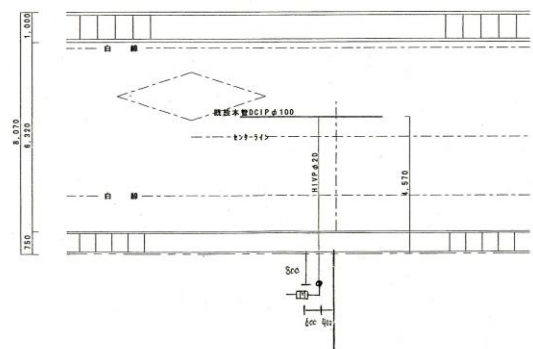
位置図



施工断面図



平面施工図



見本5 分岐立ち会い工事検査用チェックリスト

分岐立合工事検査用チェックリスト 立合者氏名

占用発信番号	島都す 道 ・ 河	号	許可年月日	年	月	日	
施 工 年 月 日	年	月	日	完 成 届 年 月 日	年	月	日

確 認 項 目	チェック欄
	市
(1) 水圧試験を実施し、漏水及び抜けなどがない。(乙止水からサドル付分水栓まで)	
(2) 穿孔中、ドレーンより切片の排泥を確認する。(水がきれいなことを確認)	
(3) 切片を確認し、パーフェクトスリーブ設置を確認する。	
(4) 静水圧、塩素を末端部に確認。(MPa) (mg/l)	
(5) 防食シート布設状況を確認する。	
(6) ロケーティングワイヤー又はアルタンシート布設状況を確認する。	
(7) 構造物を下越しする際はさや管があること。(離隔が 30 cm以上であること)	
(8) 添架管の場合、保護がされていること。	
(その他)	
(注意) 分岐工事立ち会い時の市のチェック項目です。 提出を求めている様式ではありません。	

水道課チェック担当者 () 確認日 (/)

引用・参考資料

給水装置工事技術指針（第二版）給水工事技術振興財団

水道施設設計指針 2012 （公社）日本水道協会

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令、厚生労働省給水装置データベース